

札幌市の相談支援事業の歴史

～これまで と これから～

1. 札幌市の相談支援事業の歩み
2. 札幌市の基幹相談支援センター
3. 札幌市のこれからの相談支援体制



さっぽろ地域づくりネットワーク
ワン・オール
センター長 大久保 薫

1. 札幌市の相談支援事業の歩み



障害者福祉制度理解のポイント

アセスメント

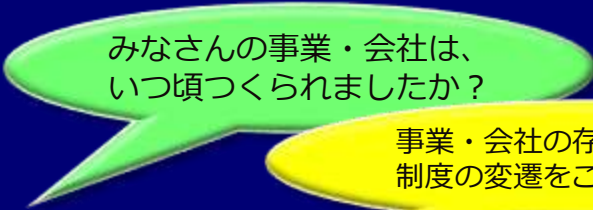
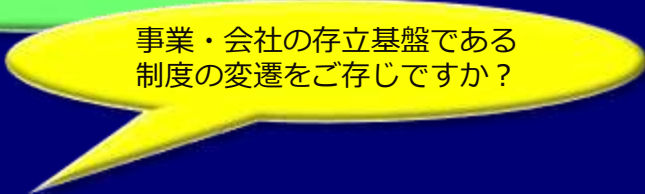
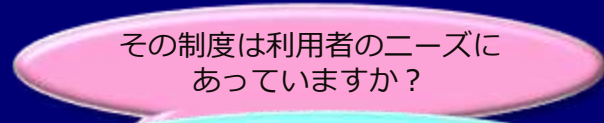
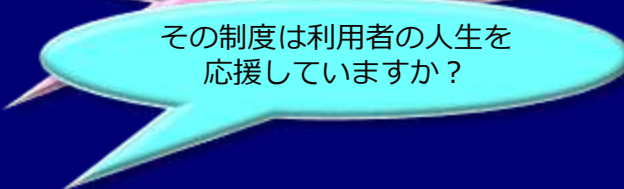
物語（ストーリー）を
見つける

- ① 流れをつかむ、風をよむ
- ② 変わらないものを確かめる、変えないことを確かめる
- ③ 制度の構造と仕組みを理解する
- ④ 利用者のために仕組みを活用できるようになる
- ⑤ 制度の限界を理解し、現場の可能性を大切にする

プランニング

近年の障害者福祉制度の変遷とポイント

4

昭和24(1949)年	身体障害者福祉法	 みなさんの事業・会社は、いつ頃つくられましたか？	 事業・会社の存立基盤である制度の変遷をご存じですか？
昭和25(1950)年	精神衛生法		
昭和35(1960)年	精神薄弱者福祉法		
昭和45(1970)年	心身障害者対策基本法		
昭和50(1975)年	国連 障害者の権利宣言		
昭和56(1981)年	国連 国際障害者年「完全参加と平等」		
昭和57(1982)年12月3日	国連「障害者に関する世界行動計画」採択		
昭和57(1983)～平成4(1992)年	国連『障害者の十年』		
昭和62(1987)年	社会福祉士及び介護福祉士法	 その制度は利用者のニーズにあっていますか？	 その制度は利用者の人生を応援していますか？
	精神保健法制定（精神衛生法 改正）		
平成5(1993)年	障害者基本法（心身障害者対策基本法 改正）		
平成7年(1995)年	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健法 改正）		
	障害者プラン「ノーマライゼーション7か年戦略」 平成8(1996)年～平成14(2002)年		
平成9年(1997)年	精神保健福祉士法		
平成11(1999)年	知的障害者福祉法（精神薄弱者福祉法 改正）		
平成12(2000)年	介護保険		

措置制度

平成15(2003)年 4月 支援費制度

「措置」から『契約』へ

相談2事業が一般財源化！

平成16(2004)年12月 発達障害者支援法

平成18(2006)年 4月 障害者自立支援法

「自立支援給付」を義務的経費へ

平成19(2007)年 9月 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約） 日本政府署名

平成22(2010)年1月 「基本合意文書」→平成25年 8月までに障害者自立支援法を廃止し、総合的な福祉法制を整備

平成22(2010)年1月 障がい者制度改革推進会議 論議スタート

平成22(2010)年12月～平成24(2012)年4月 障害者自立支援法 改正【*整備法】 施行①②③

平成23(2011)年 8月 障害者基本法一部 改正 公布

平成23(2011)年8月 「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」

平成24(2012)年 6月 障害者自立支援法 改正【**障害者総合支援法】

平成24(2012)年 10月 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律【障害者虐待防止法】 施行

平成25(2013)年 4月 【**障害者総合支援法】 施行①

平成25(2013)年 6月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律【障害者差別解消法】 公布 →2016年施行

平成25(2013)年12月 障害者権利条約（障害者の権利に関する条約） 国会承認、翌年1月批准書寄託

平成26(2013)年2月19日 障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）効力発生

平成26(2014)年 4月 【**障害者総合支援法】 施行②

* 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において
障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」

** 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は義務的経費化により10年間で2倍以上に増加している。



(注1) 平成18年度については、自立支援法施行前の支援費、自立支援法施行後の自立支援給付、地域生活支援事業等を積み上げた予算額である。(自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

(注2) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注3) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

札幌市の相談支援事業の歩み①

平成8年（1996）の「障害児(者)地域療育等支援施設事業」を皮切りに、課題はありながらも、徐々により良い形に変わってきています。

- 1つの契機は、市役所担当者と相談支援事業所が話し合いながら（任意の集まり）、平成18年（2006）の『一般的な相談支援』をベースに置いたこと。
- 2つ目の契機は、平成18年（2006）11月に自立支援協議会が設置され、“試行錯誤”（迷いながらあまり形から入らずに）しながら進んでこれたこと。
- 3つ目は。その中で、平成21年（2009）から3障がいを統合して相談支援にあたると決められたこと。
- 4つ目の契機は、平成25年（2013）7月に基幹相談支援センターができたことに新たな可能性の模索。

札幌市の相談支援事業の歩み②

H 8 年(1996)～

障害児(者)地域療育等
支援施設事業
(主に知的 児童)

H 1 0 年(1998)～

市町村障害者
生活支援事業
(主に身体)

H 1 3 年(2001)～

精神障害者地域生
活支援センター
(主に精神)

H 1 1 年(1999) 7 月～

障がい者
あんしん相談

H 1 4 年(2002) 5 月～

障がい者就業・生活
支援センター
(たすく)

H 1 7 年(2005) 7 月～

北海道圏域障害者
総合相談支援センター

H 1 7 年(2005) 1 1 月～

札幌市自閉症・
発達障がい
支援センター
おがる

人口30万人に
2ヵ所ずつ?

「措置」から『契約』へ

相談2事業が一般財源化!

【 国 】 H15(2003)年 4 月 支援費制度施行

★【札幌市】 H16(2004)年 2 月 札幌市障がい者ケアマネジメント推進協議会

【 国 】 H18(2006)年 4 月 障害者自立支援法施行

H 1 8 年(2006) 1 0 月

障がい児等療育支援事業
＜出来高＞
(B型に委託)



A型
(主に身体)
1ヵ所

B型
(主に知的 児童)
5ヵ所

C型
(主に精神)
4ヵ所

障がい者相談支援事業 (一般的な相談支援)

＜計 1 0 ヵ所＞

札幌市の相談支援事業の歩み③

H 8 年(1996)～

H 1 0 年(1998)
～

H 1 3 年(2001)～

障害児(者)地域療育等
支援施設事業
(主に知的 児童)

市町村障害者
生活支援事業
(主に身体)

精神障害者地域生活
支援センター
(主に精神)

【 国 】 H7(1995)年 「障害者プラン ～7カ年戦略～」

【 国 】 H10(1998)年 障害者介護等支援専門員（ケアマネジャー）指導者養成研修開始（厚労省／3障害別）

H12(2000)年 札幌市障害者ケアマネジャー養成研修開始【3障害別】

【 国 】 H12(2000)年 障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会（厚労省／3障害統合）

H13(2001)年 札幌市障害者ケアマネジメント推進事業【3障害別】（H13～H14年度）→当事者主体

★【札幌市】 H13(2001)年 相談支援事業所が事業ごとに任意に集まりはじめる →療育と身体が合流、その後、3事業が合流
→ケアマネジメント研修の企画、講師などを担当

★【札幌市】 H13(2001)年 札幌市障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会（H15年度まではあまり活発ではない）

H14(2002)年 札幌市障害者ケアマネジメント従事者養成研修【3障害別】 →演習を当事者主体に修正

【 国 】 H14(2002)年3月 「障害者ケアガイドライン」（厚労省）

【 国 】 H15(2003)年 支援費制度→『措置から契約へ』 →「相談支援事業を活用」「ケアマネジメントの手法を活用」
→しかし、療育相談と市町村相談支援事業が <一般財源化>

H15(2003)年 札幌市障害者ケアマネジメント従事者養成研修【障害2分野に統合】 →知的+身体、精神

★【札幌市】 H16(2004)年 2月 札幌市障がい者ケアマネジメント推進協議会（～H18年3月／体制整備検討、ケアマネ研修企画等）

H16(2004)年 札幌市障がい者ケアマネジメント従事者→3障害統合
→「基礎研修」「応用研修」開始

★【札幌市】 H17(2005)年 1月 任意の集まりが「相談支援事業連絡会議」として障がい福祉課就業生活支援担当係長名で招集（2ヶ月に1回）

【 国 】 H18(2006)年 障害者自立支援法 → 『相談支援専門員』

H18(2006)年 相談支援従事者研修を北海道主催として再整理→北海道と札幌市で部分的に企画を統合（講義部分2日のみ）

札幌市の相談支援事業の歩み④



札幌市の相談支援事業の歩み⑤

H 2 1 年 4 月

ピアサポーター
配置業務

(3カ所)

拠点事業所業務

(1カ所)

障がい者相談支援事業<計14ヵ所>

< 全障がい対応 / 常勤3名 / (住宅入居等支援、虐待対応含む)>

障がい児等療育支援事業
< 出来高 >
(全ての相談支援事業所)

相談員の困りごと集約
相談ケース、相談スキル・知識、
支援者・機関・資源・制度、職場環境

札幌市との移動支援
に関する意見交換

「障がい福祉関連計
画」に関する要望書

移動支援ガイドライン改訂
(通学利用)

【 国 】 H22(2010)年12月

障害者自立支援法 改正 (つなぎ法・整備法)

★【札幌市】 H23(2011)年 2月

札幌市自立支援協議会 に『相談支援部会』設置

【 国 】 H23(2011)年 8月

障害者基本法一部 改正

【 国 】 H24(2012)年 6月

障害者総合支援法

【 国 】 H24(2012)年10月

障害者虐待防止法

★【札幌市】 H24(2012)年 2月～

相談支援部会「基幹相談支援センターあり方検討会」

H 2 5 年 4 月

地域支援員
配置業務
(3区=3カ所)

ピアサポーター
配置業務

(6カ所)

拠点事業所業務
(1カ所)

障がい児等療育支援事業
< 出来高 >

(相談支援事業受託法人の中から希望に
従い市と契約)

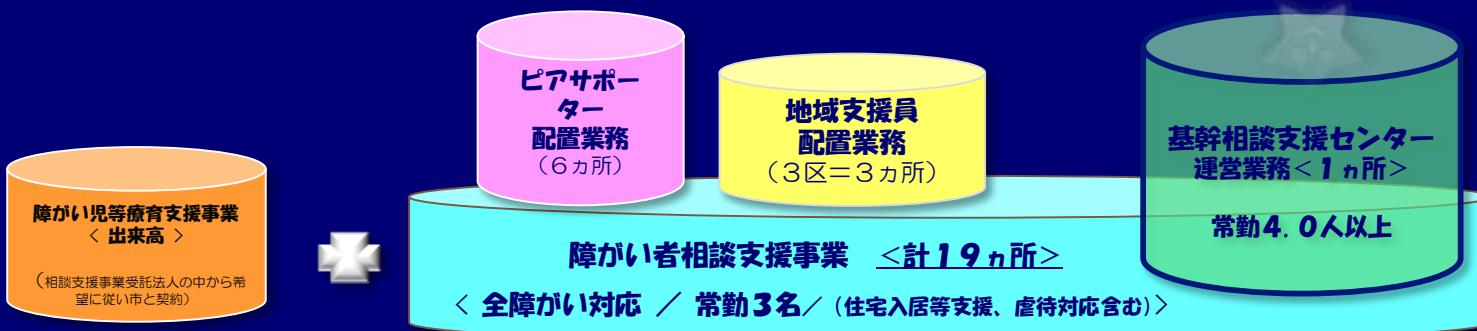
障がい者相談支援事業<計18ヵ所>

< 全障がい対応 / 常勤3名 / (住宅入居等支援、虐待対応含む)>

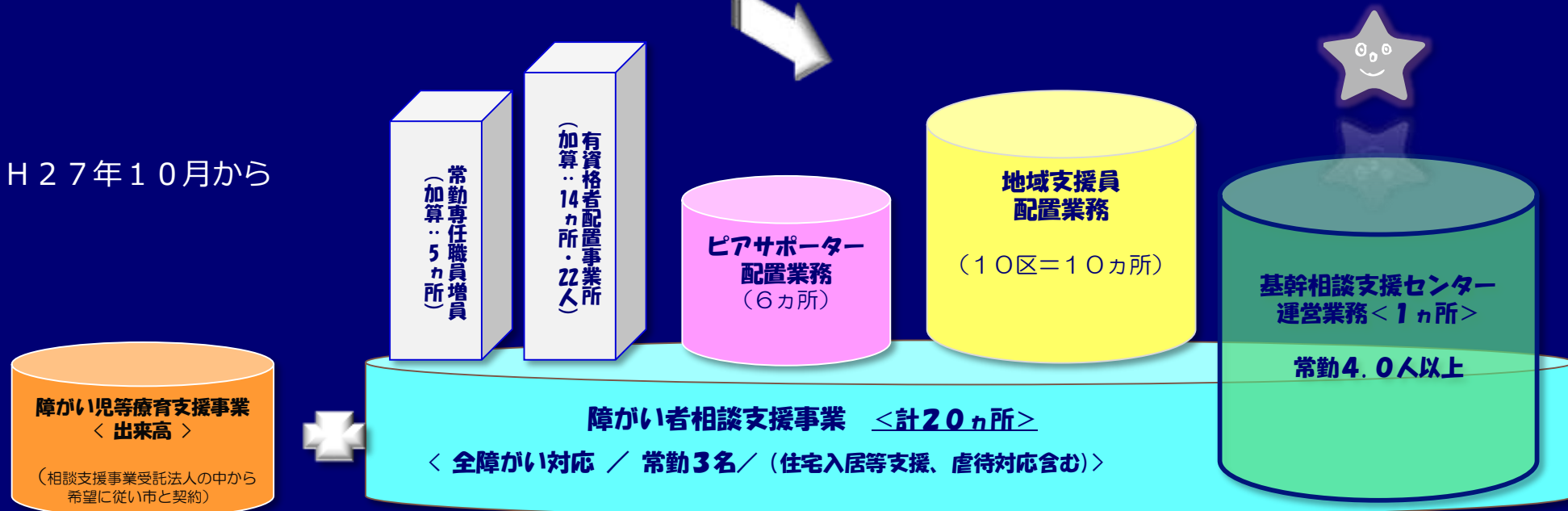
札幌市の相談支援事業の歩み⑥

H25年7月から

「さっぽろ地域づくりネットワーク
ワン・オール」



H27年10月から



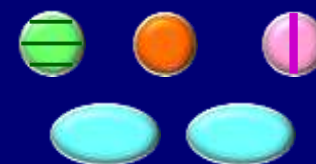
札幌市の相談支援事業の歩み⑦

H 2 7 年 4 月 から

北



東



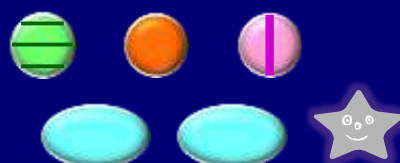
手稲



西



中央



白石



厚別



豊平



南



清田



 障がい者相談支援事業所：20カ所

 (内 基幹相談支援センター：1カ所)

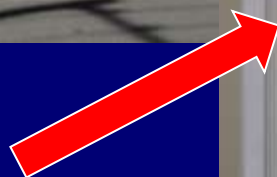
 地域支援員：10カ所

 ピアサポーター配置事業所：6カ所

 障がい児等療育支援事業：5カ所

2. 札幌市の基幹相談支援センター

さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール のご紹介



在室状況ご案内

市民活動プラザ 星園

3

階

4

階

☐	不在	301	WATER33-39
☒	在室	302	さっぽろ地域づくりネットワーク
☒	在室	303	YOSAKOIソーラン祭り 学生実行委員会
☒	在室	304	社団法人すすきの観光協会
☒	在室	305	特定非営利活動法人 北海道地域ケアマネジメントフォー
☐	不在	306	劇団千年王国
☐	不在	307	北海道サイクリングツアー協会
☐	不在	308	札幌ブリッジクラブ

☒	在室	401	訪問型フリースクール漢方教室
☐	不在	402	北海道ブックシェアリング
☐	不在	403	特定非営利活動法人 北海道ふるさと回帰支援センター
☒	在室	404	社団法人 北海道全調理師会
☐	不在	405	健康生きがいづくりアドバイザー 北海道協議会
☐	不在	405	
☐	不在	405	
☒	在室	406	NPO法人 札幌シニアネット
☐	不在	407	認定NPO法人 「飛んでけ庫いす」の会

☒	在室	1階	102 もじや印刷所
☒	在室	1階	104 共働事業所もじや
☒	在室	1階	103 元気ジョブ

☒	在室	2階	202 (株) エニシング
-------------------------------------	----	----	---------------

被災者支援市民活動センター 2階 201号室・204号室



「カフェスペース」もあります



ホームページを公開しました
(2015.1.5)



基幹相談支援センター

厚生労働省資料

1 設置者

法 市町村又は市町村から基幹相談支援センターに係る業務の委託を受けた一般相談支援事業（地域移行・定着担当）を行う者その他の厚生労働省令で定める者が設置することができる。

※「厚生労働省令で定める者」→一般相談支援事業（地域移行・定着担当）又は特定相談支援事業（計画作成担当）を行う者

2 設置方法

→ 基幹相談支援センターは、単独市町村又は複数市町村による設置、市町村直営又は委託による設置等、地域の実情（人口規模、地域における相談支援の体制、人材確保の状況等）に応じて最も効果的な方法により設置することができる。

3 業 務

法 総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施。

4 人員体制

→ 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置する。

5 財 源

一般財源（交付税）及び地域生活支援事業費補助金による機能強化を図るための国庫補助（※）

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象。

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

基幹相談支援センター

総合相談・専門相談

- 障害の種別や各種ニーズに対応する
- ・ 総合的な相談支援(3障害対応)の実施
 - ・ 専門的な相談支援の実施



相談支援専門員、社会福祉士、
精神保健福祉士、保健師等

権利擁護・虐待防止

- ・ 成年後見制度利用支援事業
 - ・ 虐待防止
- ※ 市町村障害者虐待防止センター(通報受理、相談等)を兼ねることができる。

地域移行・地域定着

- ・ 入所施設や精神科病院への働きかけ
- ・ 地域の体制整備に係るコーディネート

地域の相談支援体制の強化の取組

- ・ 相談支援事業者への専門的指導、助言
- ・ 相談支援事業者の人材育成
- ・ 相談機関との連携強化の取組

運営委託等

自立支援協議会

相談支援
事業者

相談支援
事業者

相談支援
事業者

児童発達
支援センター
(相談支援事業者)

札幌市の基幹相談支援センターができるまで①

H18(2006)年11月 札幌市自立支援協議会 設置

H18(2006)年 11月 北海道自立支援協議会 設置

H19(2007)年 札幌市自立支援協議会 に 部会設置

- ・運営評価部会 → 類型（A型B型C型）の整理
- ・ネットワーク部会 → 「地域部会」に向けた動き

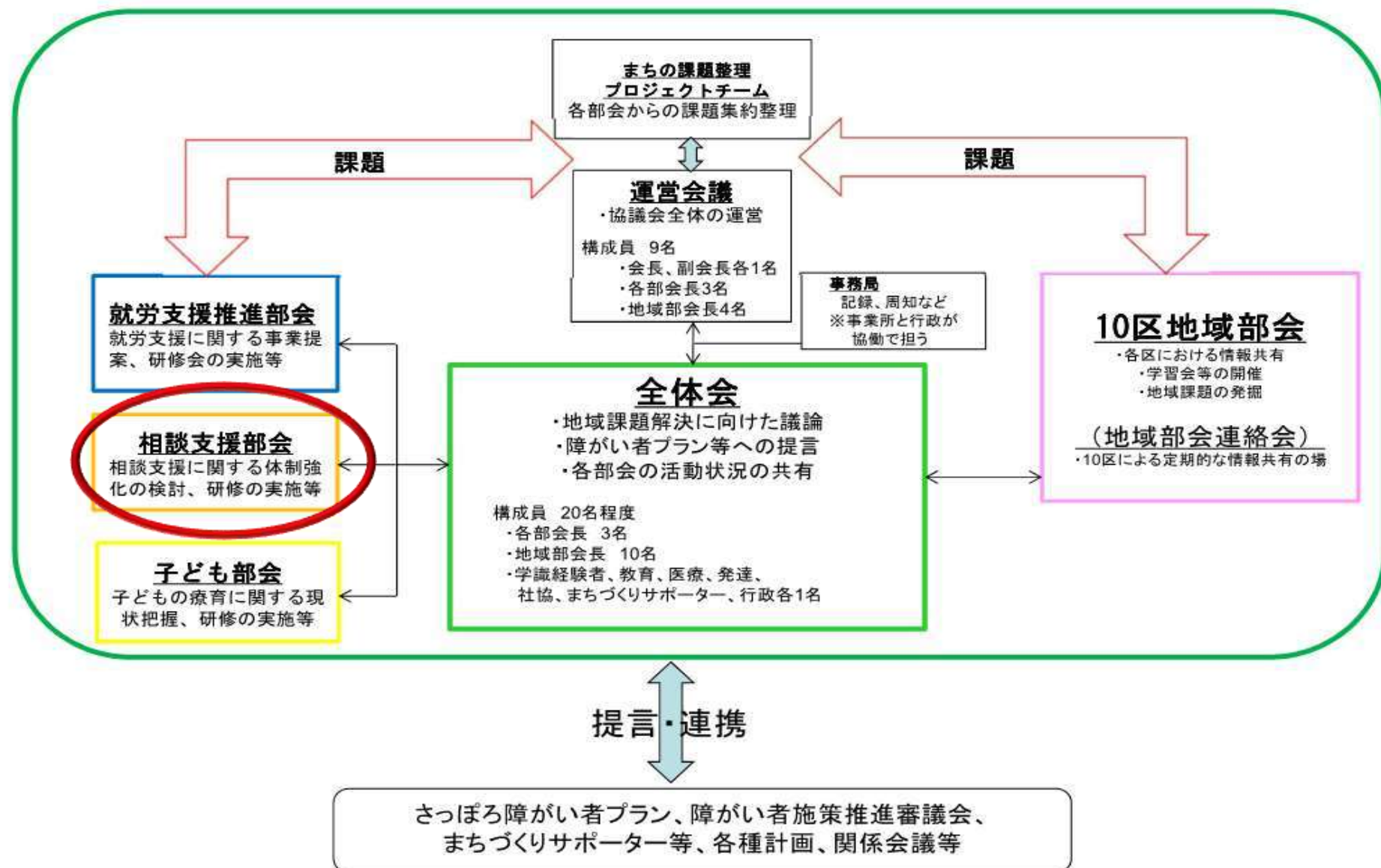
H20(2011)年 札幌市自立支援協議会 に「地域部会（区単位）」順次 設置

H23(2011)年 2月 札幌市自立支援協議会 に「相談支援部会」設置

H24(2012)年 2月 相談支援部会有志＋市担当係 → **【基幹相談支援センター検討会】**

～H25(2013)年 2月 **（ 検討会：10回 研修会：1回 道外視察：2回3カ所 ）**

札幌市自立支援協議会の体制



札幌市の基幹相談支援センターができるまで②

●平成25年度開設予定！＜第3期障がい福祉計画（H24～26）＞

○ 中身は？

ちょっと待てよ。
本当に、札幌市にいるのか？

他の地域ではど
うしているの？

例示されたものなら、いらないかも？

○ 運営は？

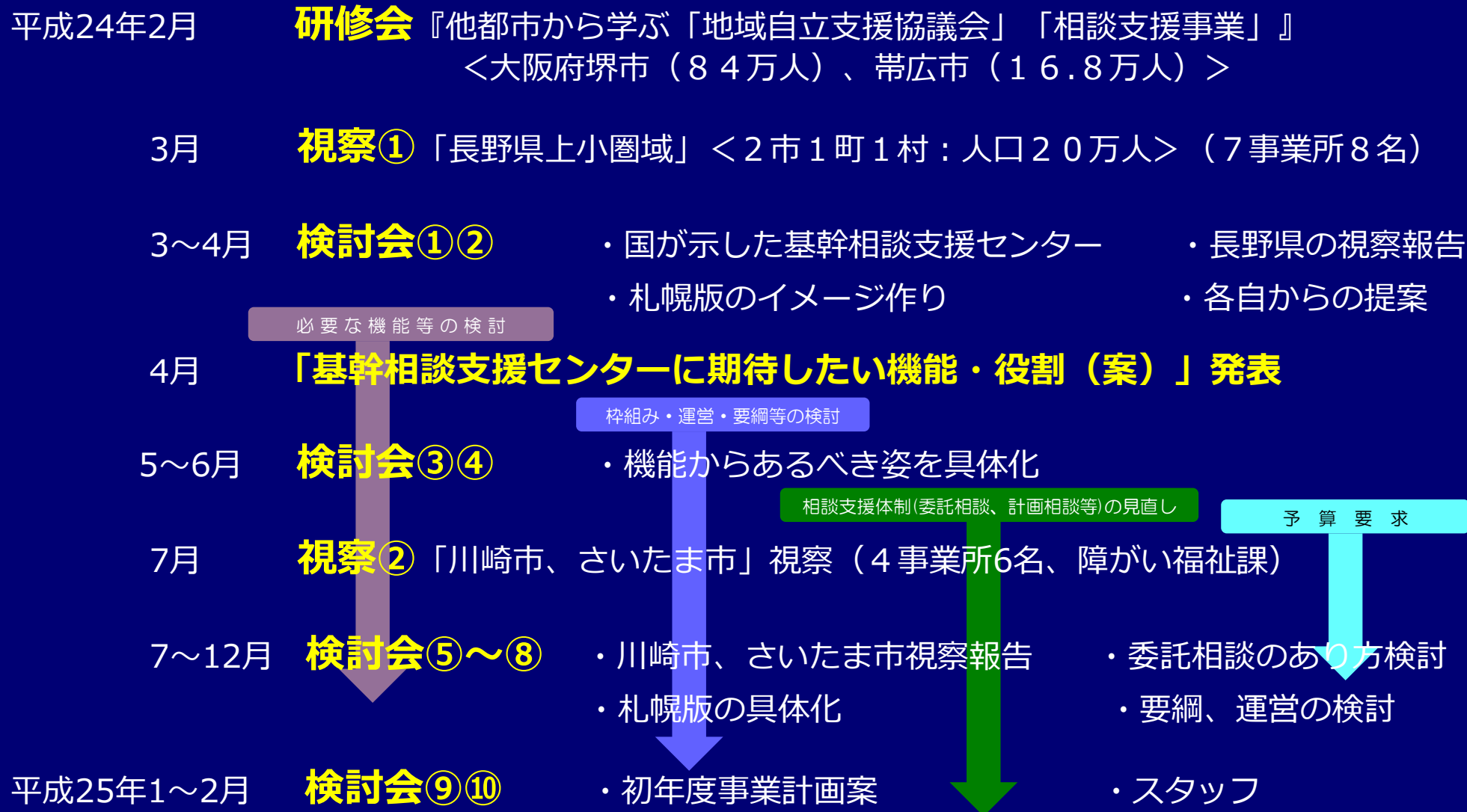
必要なことはやるべ！

見るしかない
聞くしかない
学ぶしかない

札幌市には何が必要か
話し合うしかない

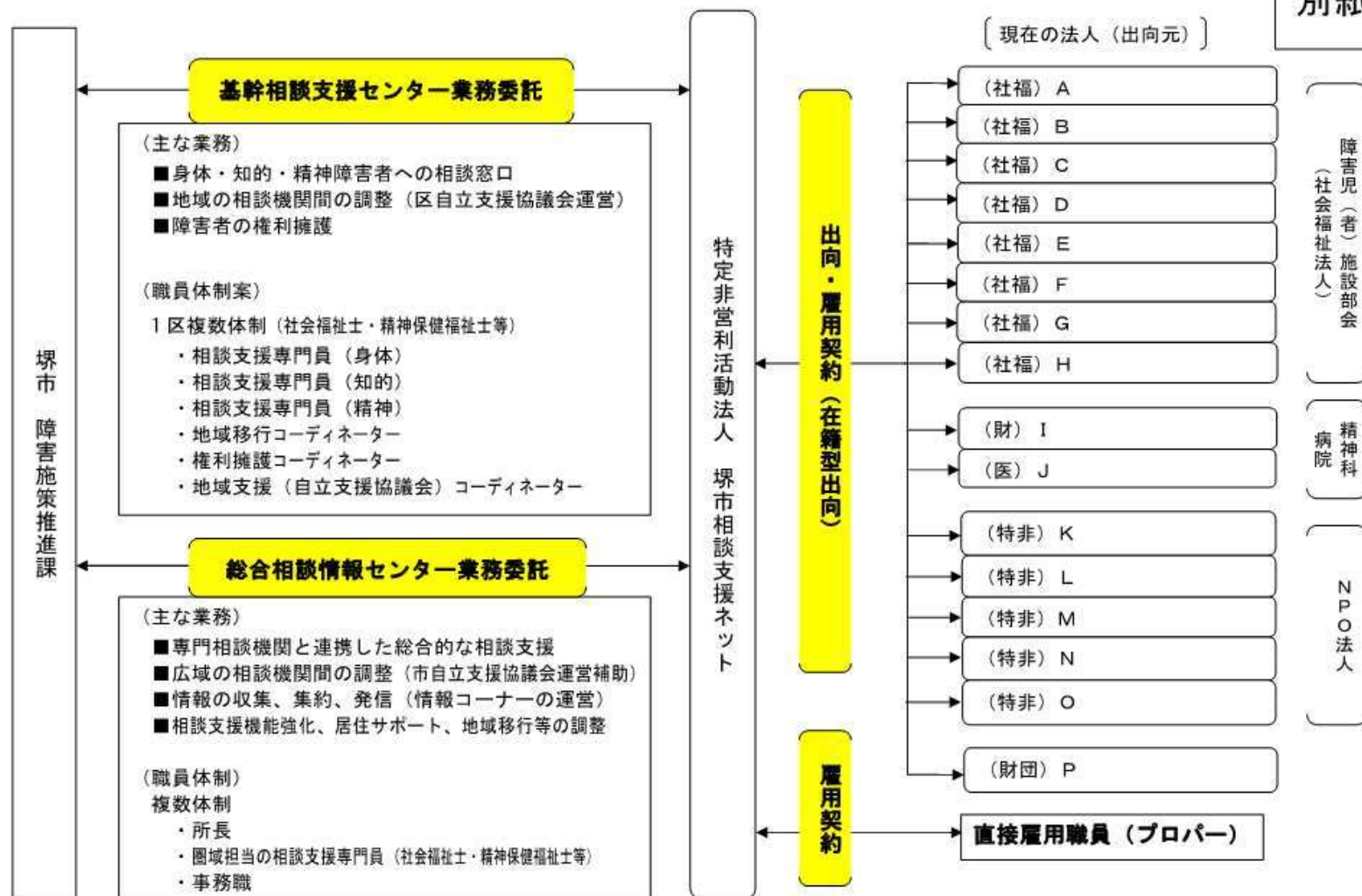


札幌市の基幹相談支援センターができるまで③

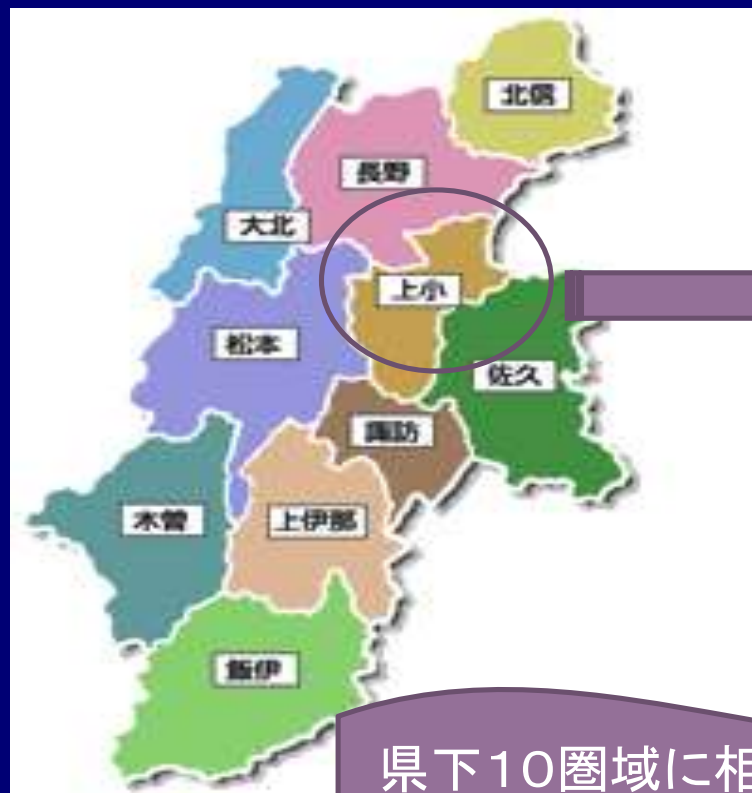


* 年3回：相談支援部会 代表者会議、年2回：相談支援部会 全体会

■出向体制図



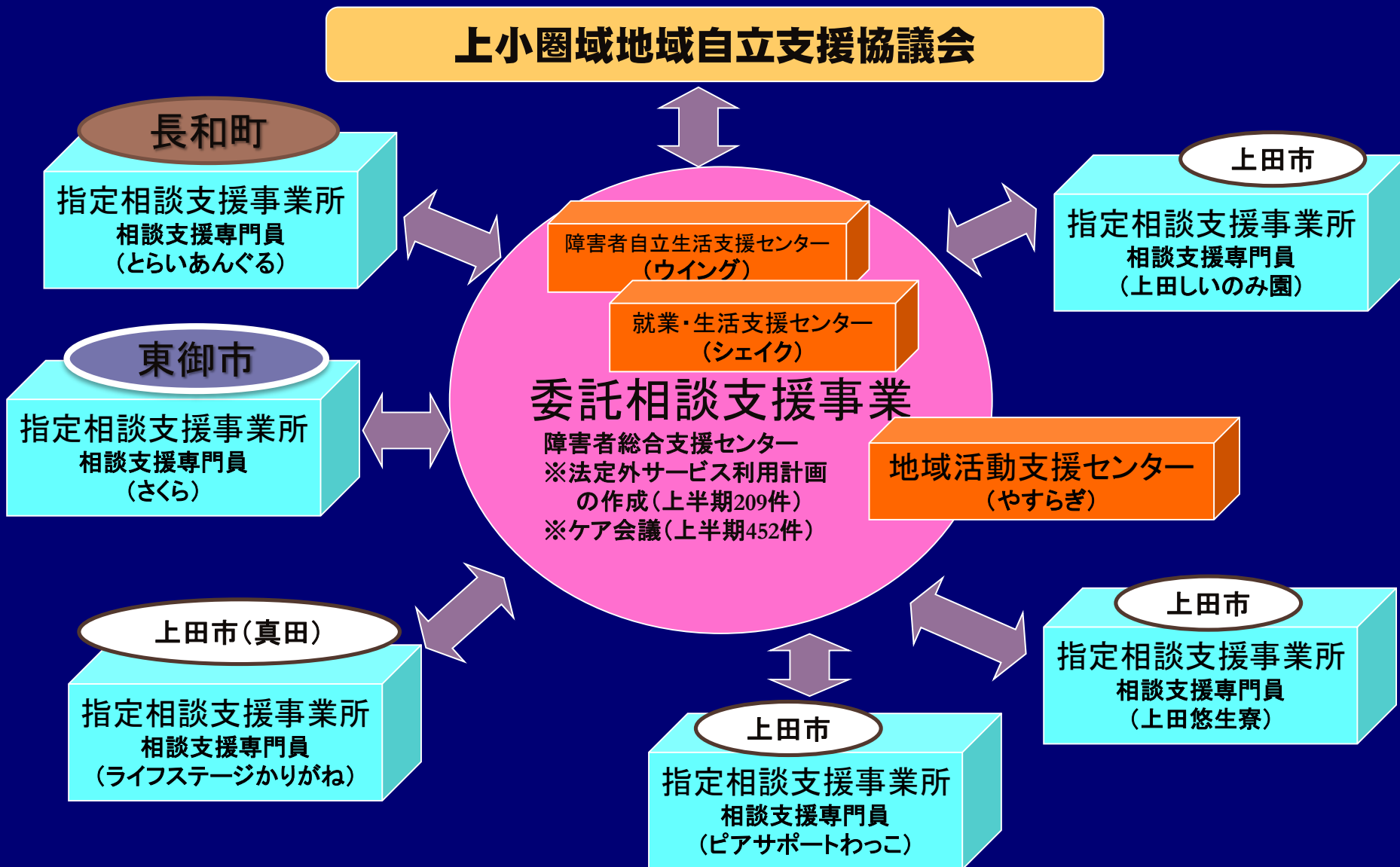
長野県の相談体制



県下10圏域に相談体制の拠点
障害者総合支援センター

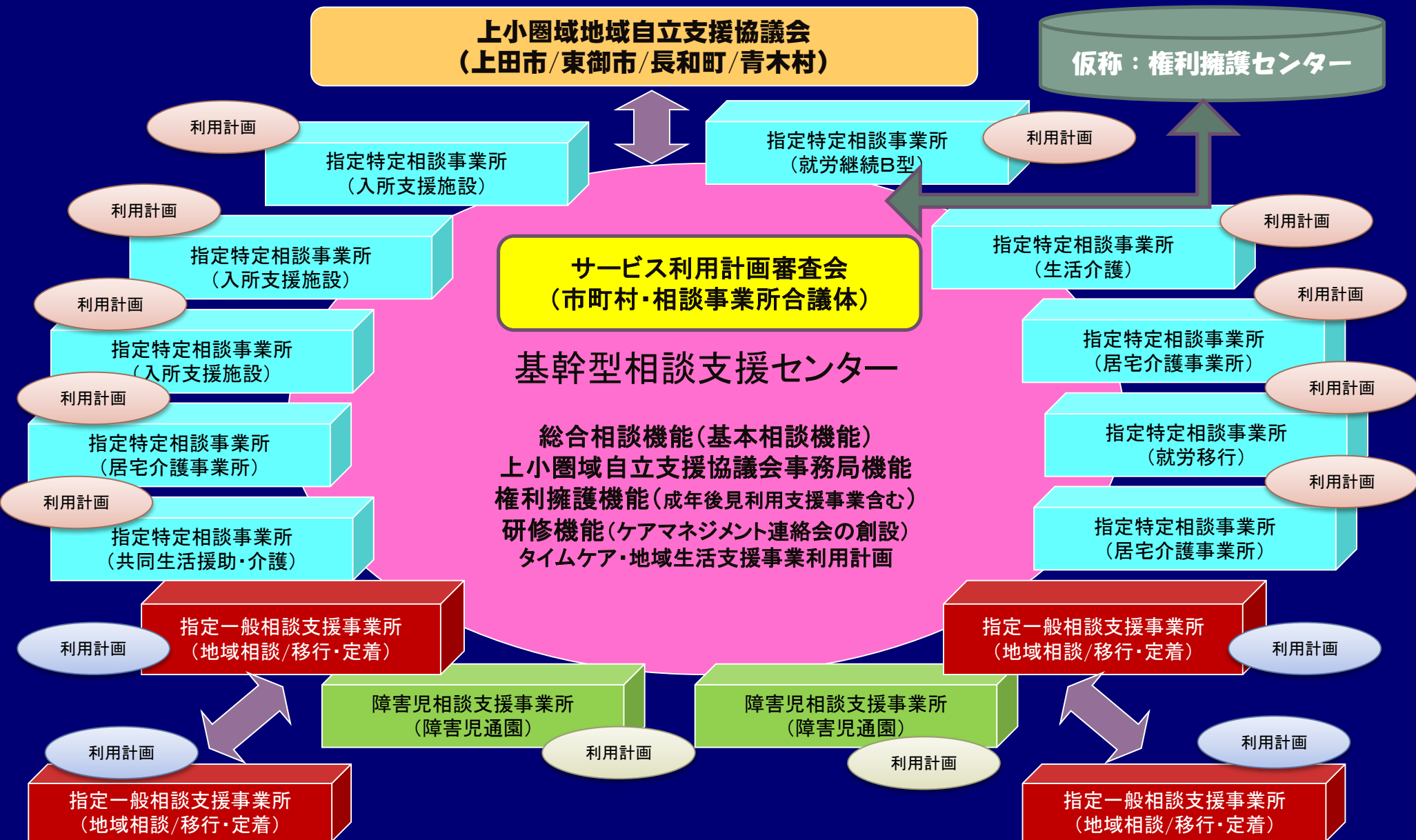
長野県上小圏域版 基幹相談支援センター (2)

上小圏域の相談支援体制の現状 (H23)



長野県上小圏域版 基幹相談支援センター (3)

法改正に向けた相談支援事業の構想(案)



札幌市の基幹相談支援センターができるまで④

札幌版 基幹相談支援センター（検討会による原案）～概要～

基幹相談支援センターの目的

現在実施されている「札幌市障がい者相談支援事業」の強化をはじめ、遅れている地域移行の推進、法改正によって新たにはじまった「計画相談支援」等の推進のために設置

基幹相談支援センターの設置数、運営

- 設置数は最低でも圏域数以上必要と思われるが、そのリサーチのために当初1ヵ所設置。数年で適正な設置数を検証し、札幌市及び自立支援協議会議へ報告、提案
- 札幌市基幹相談支援センターを札幌市障がい者相談支援事業を5年以上受託している法人に委託（プロポーザル等）
- 事業に必要な人員を確保するために、受託法人以外の法人への再委託も可能
- 札幌市及び自立支援協議会、相談支援部会等で構成する「札幌市基幹相談支援センター運営委員会」を設置しセンターを運営
→この運営委員会が、この事業の根幹（札幌市基幹相談支援センター運営委員会設置要綱を作成すべき）

* 基幹相談支援センターの設置に際して並行して検討すべき事項 *

- (1) 札幌市に必要な相談支援事業のあり方の検討（委託相談と計画相談をどのように実施していくのか等々）
- (2) 区ごとに、現状から発展させた相談支援体制の検討
- (3) 「札幌市障がい者相談支援事業」による相談支援事業の位置づけ及び事業への期待、担う役割に合致した委託料の見直し
→事業が発展するためには、相談員が定着できる環境、条件が最低限必要

札幌市基幹相談支援センター 受託事業者の募集

札幌市では、障がいのある方やご家族等からの相談に応じて、必要な情報提供や福祉サービスの利用援助、関係機関との調整を総合的に行う「札幌市障がい者相談支援事業」を、市内18カ所の「相談支援事業所」に委託して実施しています。

このたび、障がいのある方やご家族が身近な地域で相談できる体制づくりを強化するため、障がい者相談支援事業者の支援等を行う基幹相談支援センターを開設することとなりました。

1 委託する事業の内容

事業の名称	主な事業・業務内容	予算上限額（平成25年度）
札幌市障がい者相談支援事業（基幹相談支援センター運営業務）	- 障がいのある方等からの相談に応じ必要な情報の提供等を行う事業 - 虐待防止等、権利擁護のために必要な事業 - 関係機関との連携推進 - 札幌市障がい者相談支援事業者の支援 - 計画相談支援や地域相談支援の推進 - 障がい当事者による相談支援活動の支援 - 自立支援協議会の事務局等	11,998,000 円 ※平成25年7月からの9か月分

※ 詳細は、別添の「札幌市障がい者相談支援事業実施要綱(改正案)」をご覧ください。

2 業務委託の予定期間及び事業の実施開始日

平成25年度の委託期間（予定）：平成25年7月1日から平成26年3月31日

3 委託する事業者の選定

札幌市が設置する選定委員会において、指定協議書と実施方法等の企画提案の審査による総合評価を行って、札幌市が事業者を選定します。

4 事業所の実施場所

市民活動プラザ星園 302 号室（中央区南8条西2丁目）

5 委託要件（主な項目のみ）

主な項目	内容
札幌市障がい者相談支援事業者としての実績	平成25年7月1日時点で、5年以上続けて受託し、事業を誠実に履行していること。
事業所指定	平成25年10月1日までに、上記4の場所で、障害者総合支援法に基づく「指定一般相談支援事業」「指定特定相談支援事業」及び児童福祉法に基づく「指定障害児相談支援事業」の指定を受けること。
相談等の手法	実施場所の制約上、相談等を行う場合は、原則予約制とし、不特定多数の市民が出入りすることがないように留意すること。
職員配置	【職員数】 常勤換算で相談員を4.0人工以上配置すること。やむをえず相談員の配置に係る業務を他の障がい者相談支援事業を行う者等に委託する場合は、その人工の合計は2.0人工を上回らないこと。この場合であっても、各障がい者相談支援事業所においては、要綱第6条及び第8条に規定する職員配置基準を下回ってはならないこと。 【職員の資格】 配置する職員の半数以上は相談支援専門員であること。
運営委員会の設置	運営の中立性を確保するため、札幌市自立支援協議会委員を中心に構成する運営委員会を設置し、事業計画等について意見を聴取すること。

札幌市の基幹相談支援センターができるまで⑤

受託事業者募集開始(H25年5月17日)

※ 詳細は、別添の「札幌市障がい者相談支援事業実施要綱(改正案)」及び「札幌市基幹相談支援センター業務仕様書(案)」をご覧ください。ただし、要綱の改正内容及び仕様書は、今後変更になる場合があります。

6 手続き方法・スケジュール

時期	手続きの流れ
6月7日 (17時15分)	■ 指定協議書等（正本1部、副本6部）の提出期限（郵送または持参）『当日必着』
6月13日（木）	■ 選定委員会（札幌市が設置）開催。指定協議書等を精査し、ヒアリングを実施します。 ※ 選定後、速やかに結果をお知らせします。
6月下旬	■ 委託契約締結【委託期間：平成25年7月1日～平成26年3月31日】
7月1日（月）	■ 事業開始（予定）

提出期限：平成25年6月7日（金）17時15分

提出部数：正本1部、副本6部

基幹相談支援センターが開設してから①

札幌市障がい者相談支援事業実施要綱

(目的)

第1条 札幌市障がい者相談支援事業（以下「相談支援事業」という。）は、障がい当事者をはじめ広く市民から、障がい者（児）や家族の生活及びその支援に関する相談に応じ、そのことを通じて障がい者の地域生活に必要な支援を行い、併せて関係諸機関、地域の市民との連携を図りながら、障がい者（児）やその家族が地域で安心して生活できる地域支援体制の構築を目的とする。

第9条機能強化

基幹相談支援センターの名称



さっぽろ地域づくりネットワーク

中心ではなく「並列」に

ワン・オール

さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール

「ワン・オール」の由来は
「one for all, all for one」
「一人はみんなのために、
みんなは一人(自分・自分)のために」です。

〒064-0808
札幌市中央区南8条西2丁目
市民活動プラザ星園302号
電話 011-213-0171
FAX 011-213-0172
E-mail one-all@net.snet.ne.jp

さっぽろ地域づくりネットワーク 「ワン・オール」

「ワン・オール」に与えられたミッションは、相談支援機関を中心に関係するたくさんの方々と協働しながら、誰もが安心して生活できる地域づくりと、それに必要なネットワークづくりの一翼を担うことです。

「ワン・オール」は、札幌市障がい者相談支援事業実施要領の第9条機能強化に設けられた、基幹相談支援センター運營業務に基づいて実施されます。

相談支援事業所の
後方支援

委託相談支援事業所では
扱いづらい事案への支援

ピアサポーターの
後方支援

協議会事務局

基幹相談支援センターが 開設してから②

基幹相談支援センターとして行う事業及び業務

1. 委託相談支援事業者の支援業務
2. 計画相談支援の推進業務
3. 地域相談支援の推進業務

H27.4より精神障がい者
地域生活移行支援事業

4. 障がい当事者による相談支援活動の支援業務

5. 札幌市自立支援協議会の事務局業務

6. その他、札幌市長が認めた業務

3. 基幹相談支援センターが開設してから③

相談支援事業所の後方支援

H25年(2013) 7月 札幌市基幹相談支援センター設置

10月～「挨拶廻り・相談支援事業等の課題探し」スタート

委託相談支援事業所19カ所

就業・生活支援センター5カ所

発達障がい支援センター

障がい者あんしん相談

精神障害者地域生活移行支援事業

定着支援センター

自立支援協議会地域部会10区

区役所障がい福祉担当10カ所

生活困窮者支援委託事業所

ピアサポーター

札幌弁護士会 等々

H26年(2014) 1月～ 課題の整理、解決策の検討

3月～ 各所にフィードバック

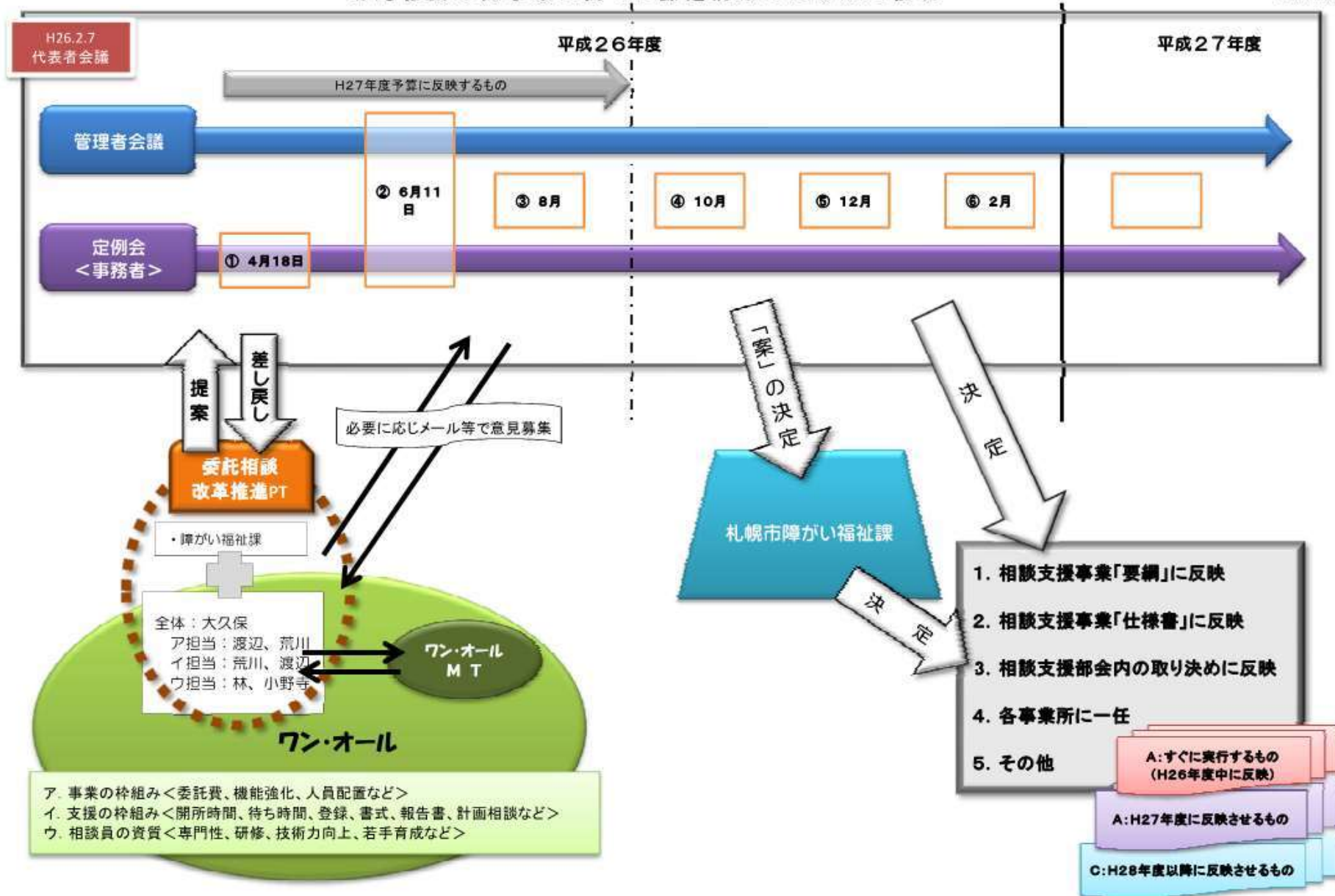
4月～ 課題解決に向けた取り組みをスタート

逐語を一つずつ付箋に書くと「495枚」になりました。



委託相談支援事業に関する課題解決のための工程表

2014.5.30



ア. 事業の枠組み

＜委託費、機能強化、人員配置など＞

平成27年12月現在

イ. 支援の枠組み

＜開所時間、待ち時間、登録、書式、報告書、計画相談など＞

ウ. 相談員の資質

＜専門性、研修、技術力向上、若手育成など＞

相談支援事業「要綱」変更

- 開所時間明記
- 有資格者配置事業所加算
- 常勤専任職員増員 など

相談支援事業「契約書」「仕様書」変更

- 職員数不足 → 委託料減算 など

会議設定

研修実施

- ・新任職員研修
- ・ハウツー研修
- ・人材育成
- ・スキルアップ研修

要綱改定チーム

ガイドブック改定チーム

基幹相談支援センターが開設してから④

当初は想定なし

相談支援事業所の後方支援 ～ワン・オールが行う「個別相談」～

- 札幌市外からの転入など、他の相談支援事業所等で行うことが難しい個別相談
- 委託相談支援事業所未登録で、居住する区が決まっていない場合等のケース
- 支援の方向が定まり次第、最寄りの相談支援機関等に引き継ぎ
 - ①市外からの転入に伴う相談で、札幌市内で居住する区が決まっていないケース
 - ②地域生活定着支援センターから依頼のあった特別調整等のケース
 - ③札幌地方検察庁社会復帰支援室から依頼のあった釈放見込みケース
 - ④札幌弁護士会から依頼のあった精神科病院に入院中の退院請求ケース
 - ⑤その他



基幹相談支援センターが開設してから⑤

平成27年4月より委託

札幌市精神障がい者地域生活移行支援事業（ピアサポーター活用業務）

○ 地域移行推進のための具体的な手立ての検討、企画

①これまで担ってきた関係機関からの情報収集、意見交換

現在4名

②ワン・オールで活動するピアサポーターの確保、契約

③札幌市精神障がい者地域生活移行支援事業」周知活動開始（H27年11月～）

・札幌市による市内病院への文書送付、担当者の把握

・ワン・オールによる挨拶廻りの協力依頼

市内38病院

・ワン・オール（ピアサポーター含む）による病院挨拶廻り

④課題整理、手立ての検討

○ 自立支援協議会『まちの課題整理プロジェクト』へ 課題提起

→ 可能であれば「(仮称)地域移行プロジェクト」等発足

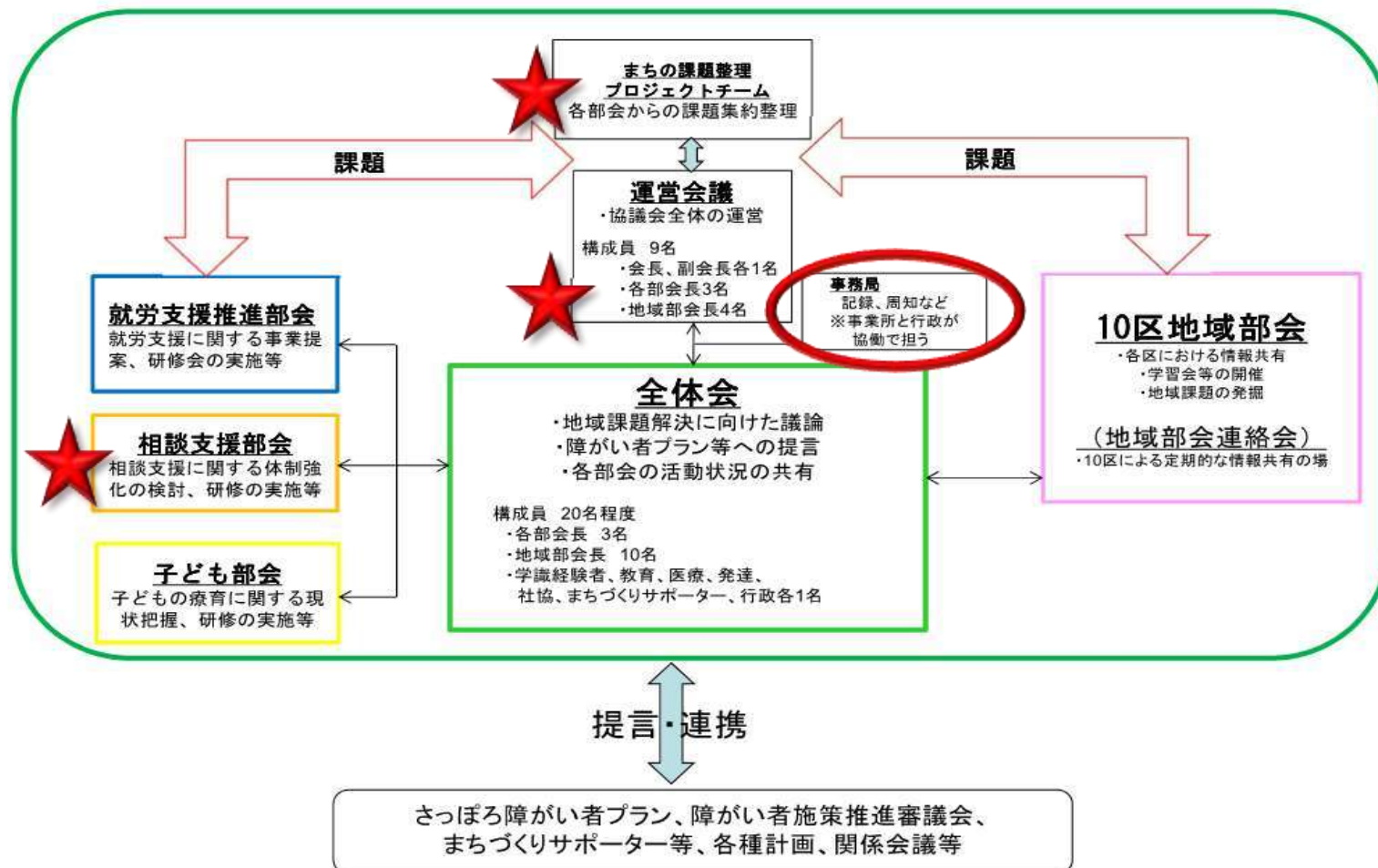
○ 「医療と福祉の連携研修会」北海道チームに参加し、研修の企画・運営等に参画



基幹相談支援センターが開設してから⑦

～札幌市自立支援協議会事務局～

■ 札幌市自立支援協議会の体制



基幹相談支援センターが開設してから⑧

～ 運 営 委 員 会 ～

- ワン・オール運営には、中立性、公平性が一層重要
- 第三者の視点で「ワン・オール」の事業内容等を審議
 - 札幌市が自立支援協議会の委員等で構成する運営委員会を設置

委員5名
年2～3回

～ そ の 他 ～

○ 情報提供

鮮度良く知りたい情報、使える資料の提供を

***通信「one all press」**

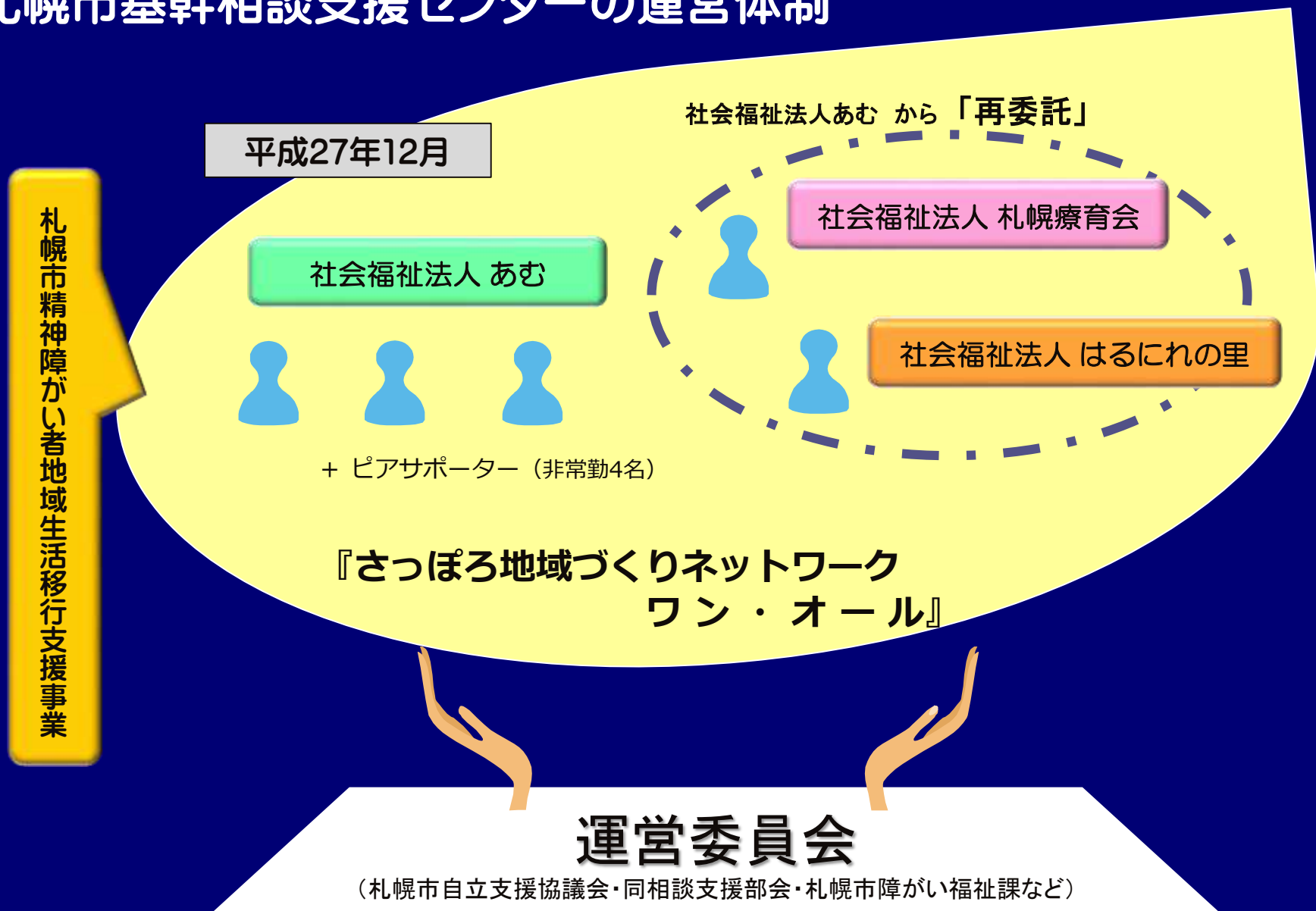
***ホームページ**

***スタッフ → 修行中ジ**



基幹相談支援センターが開設してから⑨

札幌市基幹相談支援センターの運営体制



3. 札幌市のこれからの相談支援体制

札幌市の相談支援事業

～ 指定相談支援・委託相談支援・基幹相談支援～

人口：195万人

札幌市障がい者相談事業所

(委託相談支援事業)

20カ所

ワン・オール
(基幹相談支援業務)
1カ所

(平成28年1月1日現在)

指定（特定59・一般88・児童70）相談事業所

88カ所

ワン・オールを通して課題と感じていること①

○ 小回りのきく相談支援活動は

相談支援の「需要と供給」
がない

○ 区単位で動けるために

全市的に区単位で動こう！
その時、区単位で動きづらいことは？

○ 基幹相談支援センターの

なるべく沢山の法人、
事業所に参加してほしいけれど

スタッフの確保、運営のあり方

支給決定のあり方、利用者にとって
ゆとりのある相談支援活動などなど

◎ 札幌市の相談支援体制の整備



ノーマライゼーションを達成する条件

制度が整ってきて、随分と地域に資源が増えてきた。

しかし…

○それは、「地域」にあれば良いのか？

○それは、「インクルーシブ」を阻害していいなのか？

ワン・オールを通して課題と感じていること②

こんなにサービス提供事業所はあるけれど…
自分のエリアで 理念の実現に向けて 果たすべきことは？

**「権利条約」「障害者基本法」「障害者総合支援法」の“目的”に
向かうために 『相談支援事業』が果たす役割は？**

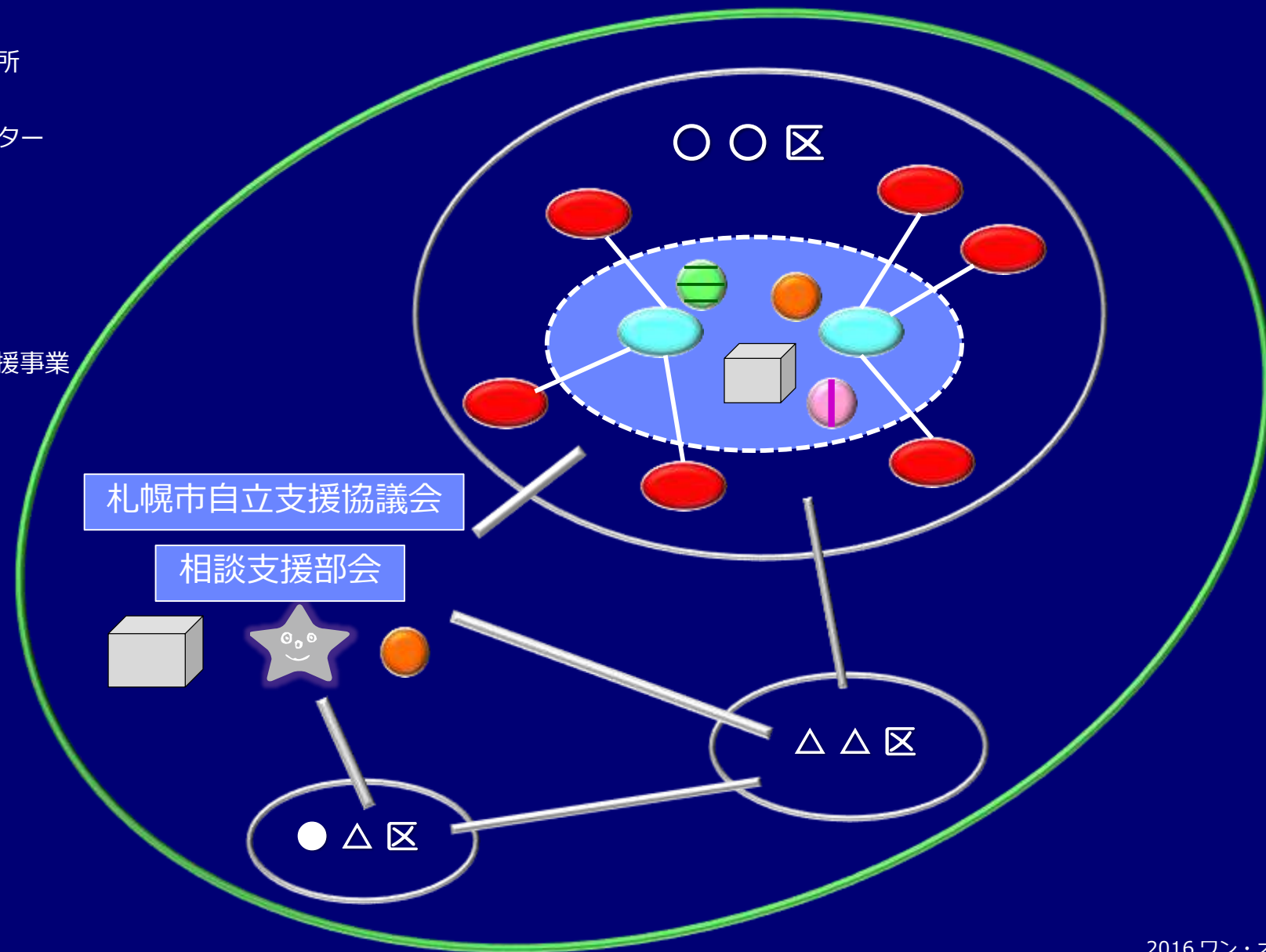
- 障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される
- 障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現
- 基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう…

「障害者相談支援事業」・「基本相談支援」について

	障害者相談支援事業 (地域生活支援事業)	基本相談支援 (一般・特定相談支援事業)
根 拠	障害者総合支援法第77条第1項第3号	障害者総合支援法第5条第17項
事 業 内 容	障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、 「その他の厚生労働省令で定める便宜」 訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は介護者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援 障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うもの。	地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整(サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。)その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与するもの。
実 施 主 体	「市町村」(障害者総合支援法第2条第1項による「責務」として実施) ※常勤の相談支援専門員が配置された「指定一般・特定相談支援事業者」に委託可能	「指定一般・特定相談支援事業者」
実 施 場 所	「市町村」(基幹相談支援センター)又は、障害者相談支援事業を委託された「指定一般・特定相談支援事業所」	「指定一般・特定相談支援事業所」
備 考	市町村の「責務」として行われるもの。「自治事務」であり、「地方交付税」による措置が図られている。	指定一般・特定相談支援事業のうち、「地域相談支援」「計画相談支援」については個別給付化されている。

札幌市の相談支援体制の方向は？

-  区役所・市役所本庁
-  障がい者相談支援事業所
-  指定相談支援事業所
-  基幹相談支援センター
-  地域支援員
-  ピアサポーター
-  障がい児等療育支援事業





市民活動プラザ星園の302号に
「ワン・オール」があります



カフェスペースもたまり場にご活用ください

〒064-0808

北海道札幌市中央区南8条西2丁目
市民活動プラザ星園302号

○TEL 011-213-0171
○FAX 011-213-0172
○MAIL sapporo@one-all.net



ありがとうございました。

